令和４年度第１回尾張旭市特別職報酬等審議会会議録

１　開催日時
　令和４年１０月７日（金）
　開会　午後３時３０分
　閉会　午後４時５３分
２　開催場所
　尾張旭市役所　３階　講堂２
３　出席委員
　水谷　憲明、山中　順司、福田　祥治、村井　稔、相羽　かよ子、氏原　芙実、
　伊藤　雅一　７名
４　欠席委員
　なし
５　傍聴者数
　０名
６　出席した事務局職員
　企画部長　臼井　武男、人事課長　山本　智子、人事課長補佐　山本　慎平、
　人事課給与厚生係長　青山　剛士、人事課主事　峯村　駿
７　議題等
⑴　特別職の報酬等の額について
⑵　その他
８　会議の要旨

企画部長	委員の皆様には、何かと御多忙の中、御足元の悪い中御出席をいただきましてありがとうございます。ただ今より、令和４年度第１回尾張旭市特別職報酬等審議会をはじめさせていただきます。 日頃から本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。 あらかじめお断りしておきますが、本日の議事進行は、会長及び職務代理者の選任、市長からの諮問まで、次第で言いますと次第６になりますが、そこまでは、事務局で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日は全委員の方が出席ということで、定足数を満たしておりますので、この審議会が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の２「会議の公開」について事務局より説明させていただきます。
人事課長	市では、市民の行政への参画促進と、公正で透明性のある行政運営を図るため、一部の例外を除きまして、市の附属機関や懇談会等の会議は、公開をすることとしています。 会議の公開とは、市民の皆様に会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方には会議を傍聴していただくもので、会議録などの資料も公開するものでございます。 本審議会につきましても、会議公開制度に基づき、公開させていただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。
企画部長	ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本審議会は公開で開催させていただきますので、御承知置き願います。 それでは、次第の３「市長挨拶」に移ります。森市長より挨拶を申し上げます。

市長	皆様、こんにちは。特別職報酬等審議会の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、本審議会委員をお願いしましたところ快くお引き受けをいただき、厚く御礼申し上げます。また、本日はお忙しい中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 さて、今年の人事院勧告では、一般職の職員において３年振りに月例給、ボーナスともに引上げる旨の勧告がなされました。これを受けて、本市職員についても、人事院勧告どおりに給与改定をする予定でございます。 コロナ禍の厳しい状況が続く中、特別職の報酬・給料額等が、市民の皆様の目線で御理解いただける金額なのか、審議会の御意見を聞かせていただきたく、本審議会を開催いたしました。 委員の皆様方には、是非とも活発に御審議いただき、答申していただければと存じます。 以上で私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
企画部長	それでは、次第の４「委員の紹介」をさせていただきます。お手元の「資料１」を御覧ください。名簿順に紹介させていただきます。 （委員紹介） 続きまして、事務局職員を順に自己紹介をさせていただきます。
事務局	（事務局自己紹介）
企画部長	次に、次第の５　「協議事項」に入ります。 （１）会長の選任　と　（２）同職務代理者の選任でございます。審議会条例第４条の規定によりまして、会長は委員の互選で、そして職務代理者は会長が指定することになっております。 まず、最初に会長の選任方法ですが、どういう方法がよろしいでしょうか。
水谷委員	推薦でどうでしょうか。
企画部長	推薦との御発言をいただきました。その他ありますでしょうか。 ないようであれば推薦でお願いしたいと思います。では、どなたか推薦をお願いいたします。
山中委員	会長は審議会の取りまとめ役という大変重要な仕事ですので、学識経験豊かな名古屋産業大学の伊藤先生を推薦します。
企画部長	ただいま、山中委員より名古屋産業大学の伊藤雅一先生を推薦する旨の御発言をいただきました。他に推薦はございませんでしょうか。 他には無いようですのでお諮りしたいと思います。名古屋産業大学の伊藤先生に会長をお願いするということで、御異議ございませんでしょうか。
委員全員	異議なし
企画部長	異議なしとのことですので、会長につきましては、名古屋産業大学の伊藤雅一様に決定したいと思います。恐れ入りますが、席をお移りいただき、一言御挨拶をよろしくお願いいたしたいと思います。
会長	（会長席へ移動）
会長	改めまして名古屋産業大学の伊藤です。どうぞよろしくお願いします。先ほど市長さんの挨拶において、審議会で審議をということを言われました。各界各層から選ばれた皆様の意見をよく聴いてより良い答申を取りまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
企画部長	次に、職務代理者の選任でございます。職務代理者は、会長の指名する方となっておりますので、会長から御指名をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

会長	では、職務代理者について、私から指名をさせていただきます。 審議に当たっては、地域の経済情勢といったものも判断材料になってきます。そういった意味で、地域の金融機関として経済情勢等に明るい瀬戸信用金庫尾張旭支店から御推薦の山中順司様に職務代理者をお願いしたいと思います。
企画部長	ただいま、会長から御指名をいただきました、山中順司様を職務代理者に決定したいと思います。山中様から一言御挨拶をいただきたいと思います。
職務代理者	瀬戸信用金庫尾張旭支店　支店長の山中と申します。微力ではありますが、適正審議に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
企画部長	会長及び職務代理者をお決めいただきましてありがとうございました。 次に、次第の６「諮問」に入ります。 これより、市長から審議会会長に諮問書を手渡していただきますので、よろしくお願いいたします。
市長	（会長席の近くへ移動）
市長	尾張旭市特別職報酬等審議会条例第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。
市長	（審議会会長に諮問書を手渡し）
企画部長	なお、委員の皆様には、諮問書の写しが資料２としてお手元に配付してございますので、御確認をいただきたいと存じます。 それでは、大変申し訳ございませんが、市長は他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。
市長	よろしくお願いします。（市長退席）
企画部長	諮問まで終わりましたので、以後の議題は会長のもとで進行していただきます。それでは、伊藤会長よろしくお願いいたします。
会長	それでは、早速ですが、議題に移ります。特別職の報酬等の額について、まず事務局から説明してください。
給与厚生係長	（資料に基づき説明） ⑴　資料３「関係条例」 ・７名の審議会委員は市内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が任命することとなっている。 ・平成２７年度から期末手当も審議対象となった。 ・平成２８年度からは教育長も審議対象となった。 ・昨年度の答申に基づき、特別職一括して期末手当の支給月数を０．１０月分引下げで条例を一部改正 ⑵　資料４「県内各市三役給料月額等一覧」 ・本市は他市と同様に期末手当が３．２５月となっている。 ⑶　資料５「県内各市議員報酬月額等一覧」 ・期末手当支給額及び議員の年間総収入額を掲載。 ⑷　資料６「県内各市三役給料月額及び議員報酬月額比較」 ・本市は概ね平均もしくは平均以下 ⑸　資料７「県内各市三役及び議員の期末手当額比較」 ・期末手当額は地域手当の影響で、給料月額の比較よりは順位は上がる。 ⑹　資料８「特別職及び一般職（最高号給者）の年収比較」 ・令和４年度の一般職の年収見込の最高額と比べ、市長は約１．８倍。 ⑺　資料９「特別職報酬等月額の推移」 ・直近では、令和２年４月の改定で、副議長及び議員で１，０００円の引上げ。

	⑻　資料１０「期末手当支給月数の推移」 ・直近では、令和３年１２月の改定で、０．１０月分引下げ。 ⑼　資料１１「一般行政職の給料改定率及び消費者物価指数の推移」 ・令和４年度一般行政職の給料は、人事院勧告に準じて若年層の職員を平均０．３％引上げ予定。 ・消費者物価指数（令和４年８月速報値）は、昨年比でプラスに転じている。 ⑽　資料１２「人事院勧告状況（平成２７年度から令和４年度まで）」 ・令和４年度の勧告は、月例給が一般職は、若年層の職員を平均０．３％引上げ、指定職は据置き、期末勤勉手当が一般職は勤勉手当を０．１０月分引上げ、指定職は勤勉手当を０．０５月分引上げ。 ⑾　資料１３「給与勧告の骨子」 ・民間事業所の支給割合との均衡を図るため、一般職の勤勉手当を０．１０月分の引上げ。 ⑿　資料１４「本市の教育委員会」 ・教育長の給料を検討する際の参考 ⒀　資料１５「議員の活動状況」 ・議員報酬を検討する際の参考 ・市議会の定数を平成３１年４月の選挙時から２１名から２０名に削減。 ⒁　資料１６「県内各市令和３年度普通会計決算状況」 ・本市の財政力指数は０．８５ ・他市と比べると若干低いが、県内の自治体の財政状況が全国的には非常に良い。 ⒂　資料１７「健全な行財政運営を行うために取り組んできたこと」 ・総合計画の進行管理、事務事業評価、施策・基本事業評価、人事考課制度、定員適正化計画等 ⒃　資料１８「昨年度答申書」 ・昨年度の答申結果を確認する際の参考 ⒄　資料１９「特別職報酬等改定例」 ・給料月額及び報酬月額と期末手当の支給月数を、それぞれ据置き又は引き上げ並びに引き下げを行った場合の影響額を試算。 ⒅　資料２０「県内各市の今後の対応予定」 ・月例給の対応予定については、名古屋市及び本市を除く３６市のうち、これから報酬等審議会を開催するため、未定としているのが１６市で、報酬等審議会を開催しないため、据置きとするのが２０市となっている。 ・期末手当の改定は、名古屋市及び本市を除く３６市のうち、１２月期ボーナスから０．０５月分引上げ予定としているのが３４市、据置きとしているのが２市となっている。
会長	ありがとうございました。ただいま事務局から説明をいただきましたので、審議に入りたいと思います。皆様の忌憚のない意見をいただければと思いますが、当審議会の審議内容は大きく分けると３つになります。まず一つは給料・報酬の改定、方向性は引上げ・据置・引下げいずれか３つのうちの１つになります。もう一つは期末手当の改定、こちらも方向性は引上げ・据置・引下げいずれか３つのうちの１つになります。もう一つは改定する場合の内容、時期と額等についても審議していただくことになります。

	先ほどの事務局の説明を受けて、内容の確認も含めまして、質問のある方から御発言をお願いします。
福田委員	最後に説明を受けました県内各市の対応予定については、一般職の対応ではなく、特別職における対応でよろしかったでしょうか。
給与厚生係長	特別職における対応予定をまとめたものでございます。
会長	福田委員の質問と関連してくるもので、期末手当を据置きとする２市については、市長の意向に基づくものと説明いただきましたが、市長以外の役職についても同様の取扱いをされているのでしょうか。
給与厚生係長	資料５の三役についての諸手当の期末手当の列が各市の支給月数になりますが、豊明市と長久手市のみが他市と比べますと支給月数が異なることが分かります。 続いて資料６の議員についての期末手当の列についてご覧いただきますと、豊明市は議員の支給月数については、三役同様に改定を実施しておらず、長久手市は、議員の改定は実施されており他市と同様の支給月数となっております。
村井委員	資料で他市の状況と比較するにあたり、名古屋市を含めていないのは理由があるのでしょうか。
給与厚生係長	名古屋市においては、政令指定都市であり人事委員会を設置しており、独自に勧告等を行い、それに基づく改定を実施していることから除いております。
村井委員	名古屋市は、県内他市とは違う改定内容になっているのですか。
給与厚生係長	勧告内容を確認しますと、人事院勧告と同様の勧告がなされているため、結果としては、県内各市と同様の改定が行われるものと思っております。
氏原委員	県内の財政状況等の資料を拝見しておりますが、そもそもの特別職の報酬額が市の規模や財政状況等の指標に対して適正なのか判断するにあたっては、どの市と見比べるのが良いのでしょうか。
給与厚生係長	人口規模で考えていきますと、資料４・５に各市の人口を掲載しておりますので、こちらの人口を参考に比較していただければと思います。
会長	資料にはないのですが、人口規模等において類似団体が定められているかと思いますので、５万人～１０万人程度の規模のところが類似団体となりますので、そこで判断するのも１つなのかとも思います。
氏原委員	類似団体との相対で考えるべきなのか、尾張旭市単体での昨年度比較をするべきなのかという点は、どうなのでしょうか。
会長	類似団体との関係性については、これまでの審議会においても関係性をベースに審議してきており、似たような経緯で成り立っているのかと思っております。その視点も大事ではありますが、尾張旭市の昨年度との比較において、地域経済情勢として、特有なものがあれば加味しなければなりませんし、行財政運営において留意すべきことは、同様に加味しなければなりませんので、どちらかと言えば後者をより重視すると良いのではないかと思います。
氏原委員	ここ数年は、かなり経済的な動きが激しいため、愛知県内での影響がどの程度あるのか把握できていなかったため、お伺いさせていただきました。
会長	地域経済情勢への影響という点では、山中委員いかがでしょうか。

山中委員	前年は、コロナによる影響というものが見られましたが、これだけ繰り返し感染再拡大が起こるなかで、比較的免疫が出来てきたところもあり、地域の中の企業の状況で見ますと二極化しつつあると感じています。相対的に見ますと、まだまだ回復までには至っていないと感じているところです。円安や原材料の高騰もあり転嫁を進めていることについて理解を得られているものの人件費が素直に上がっているかというと見受けられないところがあります。 尾張旭市は、様々な業種のかたや一般のサラリーマンのかたが多いのかと思われますので、これらの構成の違いを他市と比べた時には考慮しなければならない要因でもあるのかなとも思います。
氏原委員	尾張旭市の財政状況の変化というのは、資料から分かりますでしょうか。
給与厚生係長	資料１６にある、財政力指数というものをご説明しましたが、昨年度の本市の数値が０．９１だったものが、今年度は、０．８５となっておりますので０．０６ポイントマイナスとなっております。これは、本市だけが悪化している訳ではなく県全体で同様なマイナス傾向であることが見受けられます。
会長	経済状況という点では水谷委員は、実際にどのように感じておられますか。
水谷委員	経済状況については、尾張旭市で言いますと仕入れの段階で値上げが続いており、苦しい状況です。良いか悪いかで言いますと良いとは言えない状況にあると感じています。１０月になり、さらに値上げとなり格差が広がるように感じています。
福田委員	１０月１日からパート職員の時給について最低賃金の引上げがなされ、愛知県では３１円の引上げとなりました。それだけでは足りないと思いますし、これから続く物価対応等を考えた時にはさらに上げていくことが必要であると労働者側の観点では思いとしてあります。
会長	相羽委員は、何かご意見等はございますか。
相羽委員	物価が上がっていく中で、多少報酬等を上げていくことも必要なのではないかと思っています。
会長	様々なご意見やご質問をいただきありがとうございました。改定にあたって、委員の皆様の意向を確認していきたいと思いますが、これまでの審議会での審議においては、人事院勧告の勧告内容をベースに地域経済情勢等を加味して考えているところですが、改定の方向性について掘り下げて御議論いただきたいと思いますが、水谷委員はいかがでしょうか。
水谷委員	これまでの審議状況から考えますと、据置きかなと感じています。
福田委員	私は、引上げていただきたい気持ちはありますが、人事院勧告に基づき月例給は据置きとし、期末手当については０．０５月分引き上げが適当であると考えます。
氏原委員	一般職の給与は現在の情勢等を考慮し上がっていって欲しいと思うのですが、特別職も同様に考えていいのでしょうか。通常の企業で考えると企業の財政状況が悪化している中で役員等の報酬が上がることは考えづらいという思いがあるのですが、一般職と特別職とで連動性を持たせて考えるべきなのでしょうか。
会長	本審議会では、特別職の報酬等を審議していく訳ですが、一般職と特別職とで連動性はないとお考えいただいて問題ないと思います。人事院勧告における指定職と言われる役職者の改定状況を見て判断していきますので、そこは分けて考えることができます。特別職の改定がなされなければ一般職の改定もなされないということはありません。

村井委員	月例給については、労働組合としては上げていくことで考えたいと思うところですが、地域経済状況等を考慮しますと据置きが妥当であるのかと考えます。 ただし、期末手当については、モチベーションを上げられることもあるかと思いますし、引き上げることが妥当ではないかと思います。
会長	考えを整理する上で、逆の考え方もあるかと思いますが、資料２０の「県内各市の対応予定」において、市長の意向で据置く２市以外の全ての市は、人事院勧告の勧告通りに期末手当は、０．０５月分引上げとなっております。このような状況の中で、尾張旭市が他市とは異なる据置きとする理由があるのかという視点もあります。財政状況においてマイナスの話もありますが全国的には問題ない状況であるということでもあります。
氏原委員	会長のお話を伺いまして整理できました。それまでは迷いが生じていましたが、人事院勧告が総合的なもので判断されているものということであれば、その勧告に準じて改定することで問題ないと思います。
会長	相羽委員はいかがでしょうか。
相羽委員	月例給が据置きで、期末手当が引上げでよろしいのではないでしょうか。
会長	山中委員はいかがでしょうか。
山中委員	人事院の勧告をベースに審議をしていくにあたっては、勧告内容を覆す理由が見当たらないことから、勧告に準じて改定を行うことで問題ないと考えます。
会長	水谷委員はいかがでしょうか。
水谷委員	月例給は据置き、期末手当は引上げで良いと思います。
会長	委員の皆様のご意向を踏まえますと、月例給は据置き、期末手当は引上げることでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。続いて期末手当の改定率と実施時期について決めていく必要がありますが、このことについて皆様のご意見等はいかがでしょうか。
村井委員	確認になりますが、人事院勧告の勧告通りの改定になった場合には、３．３０月分になるということでよろしいでしょうか。
給与厚生係長	３．３０月分で間違いありません。
会長	人事院勧告の勧告に準じた対応となりますと、０．０５月分引上げ、年間で３．３０月分となりますが、これとは異なるご意見の委員はいらっしゃいますか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは改定時期ですが、こちらも人事院勧告では、１２月期の期末手当から適用させるため、１２月１日から改定させることとなっておりますが、これとは異なるご意見の委員はいらっしゃいますか。
全委員	異議なし
福田委員	１つだけ確認をさせていただきたいのですが、人事院勧告が勧告され、国として勧告内容通りに改定するかどうかが現時点では決まっていないのではないかと思うのですが、何か情報はございますか。
給与厚生係長	国においては、本日閣議決定がなされており、人事院勧告通りに改定を行う旨の通知が発出されたところでございます。
福田委員	承知いたしました。本審議会の開催時期については、閣議決定後にしていただく必要があると考えておりますので、お願いします。

会長	それでは月例給は据置き、期末手当は０．０５月分引上げで、改定時期は令和４年１２月１日から適用し改定することが適当であるとの結論に至りましたので、これで答申をしていきたいと思います。 　事務局に確認しますが、答申については、どのように進めていけばよろしいでしょうか。
給与厚生係長	まず、例年の進め方ですが、皆様の意見を元に答申書の原案を事務局で作成し、会長に確認していただきます。 　その後、委員の皆様に郵送し、確認していただきます。修正点等がございましたら、事務局へ御連絡いただきまして、再度、会長に確認をしていただいておりました。 　また、市長への答申についてですが、各委員の皆様に再度集まっていただくのではなく、会長から市長へ直接答申書をお渡しいただいております。これはあくまでも例年とられてきた方法でございますので、皆様の協議によりお決めいただきたいと思います。
会長	事務局から説明いただきましたが、委員の皆様から御意見等はありますでしょうか。例年どおりでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、市長への答申については、例年の方法で進めさせていただきます。今年度の審議会は審議の結論が出ましたので、今回で終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	ありがとうございます。それでは、続きまして議題８「その他」について、事務局から何かありますか。
企画部長	委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御熱心に、特別職の報酬等の額について御審議を賜り、誠にありがとうございました。 　今後も、コロナ禍においては厳しい行財政運営が続くと思われますが、引き続き皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。
会長	それでは、今年度の特別職報酬等審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。